

中小企業研究開発資金のご案内

この制度は、市内中小企業者の皆様が新製品・新技術の開発等や新分野の開拓を行う際の運転資金及び開発に伴う機械器具装置等の設備資金を長期、低利で貸し付けるものです。

新製品・新技術の開発、
研究機関との連携を
応援します！！

1 融資申込者の資格

- (1) 市内に事業所を有し、1年以上の事業実績を有する中小企業者及び中小企業団体で市税に未納のないもの（一部対象外あり）
- (2) 申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団及びその関係団体との関係がないもの

2 融資の条件

対 象 事 業	①新たな分野への進出に関する事業 ②新製品・新技術開発に関する事業 ③国際認証（ISO9000シリーズ・14001など）取得に関する事業 ④新製品・新技術開発のための大学や公設試験研究機関等との共同研究・委託研究に関する事業
資 金 使 途	対象事業に係る設備資金及び運転資金 ※設備資金については、原則として市内に設置又は建設するものに限る。
融資限度額	1 企業 2 億円
融 資 期 間	1 0 年以内（うち据置期間2年以内）
融 資 利 率	年 1.0 %以内
償 還 方 法	元金均等分割償還
担保保証人	金融機関の定めるところ
そ の 他	①前橋市の計画承認を得てください。 ②中古品については、使用可能期間（減価償却の耐用年数）が1年以上あり、取得価格が10万円を超えるもの。

3 申し込み

(1) 申込先 産業政策課産業政策係

(2) 提出書類

- ①前橋市研究開発資金計画承認申請書
- ②最近 2 期の決算書の写し
- ③計画内容を説明する書類（企画書や計画書、図面、カタログ等）
- ④研究機関との連携が確認できる書類（共同研究・委託研究開発の場合）
- ⑤市税納税証明書
（納期到来済の市税及び延滞金について滞納がない旨記載の証明書）（原本）
- ⑥誓約書

4 融資の流れ

- ①申請者は、申請に必要な書類を市へ提出します。
- ②市は要綱に照らし合わせ適合した場合、申請書を窓口となる金融機関に送付し、意見を求めます。

金融機関は、保証協会付きの場合、保証協会の内諾を得た上で市に回答します。

- ③市は金融機関の融資取扱いについての意見を参考にし、適合した場合融資を承認し、「融資承認通知書」を申請者と金融機関あてにお渡しします。その後、契約・融資実行となります。

※融資実行、発注、契約、事業着工は市の承認後可能です。それ以前にどれか一つでも着手された場合は、融資の対象となりませんのでご注意ください。やむを得ない理由から融資承認前に事業着手が必要な場合は、『特例承認制度』の対象となる場合がありますので、必ず着手前にご相談ください。

- ④金融機関は融資実行後「融資実行報告書」を市に送付します。
- ⑤市は「融資実行報告書」に基づき、金融機関に対して預託を行います。

担当課連絡先

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策係

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号（前橋市役所 6 階）

電話 027-898-6983（直通） FAX 027-224-1188（専用）